



2026 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 武蔵野銀行
代表者名 取締役頭取 長堀 和正
(コード番号 8336 東証プライム)
問合せ先 総合企画部長 桑久保 祐二
(Tel 048-641-6411)

取締役向け株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当行は、2026 年 5 月 11 日開催の取締役会において、2016 年度より導入している取締役に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、一部改定することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今般、2026 年 3 月 16 日に公表しました監査等委員会設置会社への移行が、2026 年 6 月 25 日開催予定の第 103 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において承認可決されることを条件として、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び海外居住者を除く。以下、同じ。）に対し、中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、交付時期の見直しなど本制度の内容を一部改定するため、本株主総会に本制度に関する議案を付議することといたしました。

記

1. 本制度の改定について

当行は、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、下記 2. (2) (3) のとおり本制度の一部を改定いたします。それ以外の本制度にかかる実質的な内容は、2016 年 6 月 28 日開催の第 93 回定時株主総会においてご承認いただいた内容と基本的に同一であります。

2. 改定内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、連続する 3 事業年度（当初は 2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各 3 事業年度とする。）における取締役の役位及び業績目標の達成度に応じて当行株式を交付するインセンティブプランであります。

(2) 対象者

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度の対象者について、従来、取締役（社外取締役除く）としていたものを取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び海外居住者を除く）へ改正するものです。

（３）当行株式の交付等の方法及び時期

現行制度では、受益者要件を充足した取締役は、原則として毎事業年度終了後に、役位及び業績目標の達成度に応じて付与されるポイントが累積され、当該ポイントに基づき算出された株式及び金銭が取締役退任時に交付されることとしておりました。

今回の改正は、企業価値増大に対する貢献意欲をより一層高めることを目的として、交付時期をこれまでの退任時一括交付から、当該年度に付与されたポイントに基づき算出された株式を毎事業年度ごとに交付することとしたものです。

なお、交付された当行株式には、当該取締役が退任するまで譲渡制限を付すことといたします。

その他、本制度の概要につきましては、2016 年 5 月 13 日公表の「取締役向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上